

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号

セコム株式会社

代表取締役社長 尾 関 一 郎

第61回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第61回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第61期の期末配当金は、1株当たり90円と決定いたしました。これにより、1株当たりの配当金は、中間配当金90円とあわせて180円となり、前期の170円から10円増配となりました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容の概要は次のとおりであります。

- 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための所要の変更を行いました。
- 業務執行取締役等でない取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう所要の変更を行いました。

なお、「定款変更新旧対照表」は裏面のとおりであります。

第3号議案

取締役10名選任の件

本件は、取締役に中山泰男、尾関一郎、吉田保幸、布施達朗、泉田達也、栗原達司、廣瀬篁治、河野博文、渡邊 元および原 美里の10氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

なお、廣瀬篁治、河野博文、渡邊 元および原 美里の4氏は、会社法に定める社外取締役であります。

以 上

定款変更新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
	<p>附則</p> <p>1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

期末配当金のお支払いについて

第61期期末配当金を、次のとおりお支払いいたしますので、ご案内申し上げます。

- 口座振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「『配当金振込先ご確認』のご案内」を同封いたしましたので、ご確認ください。
- 口座振込をご指定されていない方は、同封の「第61期期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局で払渡しの期間内(2022年6月29日から2022年7月29日まで)にお受取りください。

